

教育施策基本方針

1 基本方針

本市は、総合計画の基本理念を『人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち』『快適な環境の中で人と人が支え合う地域社会のあるまち』『地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち』と決めました。

21世紀の世界では、急速にグローバル化、高度情報化等が進展しています。国際社会の動向は、『自己責任』、『人権尊重』、『地球環境への国際的な責任』、『IT革命』等の課題をキーワードに展開していくものと思われます。教育においてもこのような世界的な潮流に敏感に対応していかなければなりません。

総合計画の基本理念と世界的な潮流を踏まえ、松戸市教育委員会は、『自立した市民社会』を目指して、生涯学習を支援するための施策を展開します。『自立した市民社会』とは『自分で学び、自分の責任で行動し、その結果に責任を負う市民によって構成される社会』であると教育委員会では定めます。そのような社会においては、行政自身にも市民に対して実施している施策に関する情報公開と説明責任が求められます。そのために、教育行政として、情報公開を進め、行政評価システムを活用するなど説明能力の向上に努めます。

すべての市民は、かけがえのない一人として尊重されなければなりません。基本的人権の尊重という普遍的な価値について共通理解を深め、後世に伝えることは、教育の責務です。子どもたちについては、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）を尊重し、一人一人の人権に配慮した教育を進めます。子どもたちは次代を担うという視点のみで尊重されるのではなく、二度とない人生の、それぞれの時期において尊重されなければなりません。

平成14年度からは、学校週5日制が完全実施され、新しい学習指導要領のもと「ゆとり」の中で基礎基本の定着を目指し、学力の向上や心の教育の充実などが求められており、総合的な学習や体験学習などを通じて、「生きる力」の育成が重要な課題となっています。そのために、転換期を迎えた今後の学校のあり方として学習形態などの検討を行います。もちろん、次代を担う子どもたちに豊かな人間性の育成や学習の充実を図っていくには、学校だけでなく家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たすことが重要です。特に教育の原点は家庭にあり、家庭教育の充実に向けた支援を推進します。また、学校、家庭、地域の三者が緊密な連携をすることも必要です。地方分権の流れの中で、この三者連携を実質的なものとし、真に地域に根ざした学校の確立に向け、地域コミュニティの拠点としての学校のあり方などの検討、研究を進めることが重要であると認識しています。このような視点にたって、市民とのパートナーシップのもと松戸版教育改革計画の策定に取り組みます。

松戸市教育委員会は、このような認識にたって、「自立した市民社会」の形成に寄与するため、平成14年度の教育施策を次のように定めます。